

市川第20260202-0078号
令和8年2月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市川市長 田中 甲

市町村名 (市町村コード)	市川市 (12203)
地域名 (地域内農業集落名)	北東部地区 (柏井町、北方町、本北方、奉免町、下貝塚、宮久保、東菅野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、区域全域が農業振興地域外である。果樹、露地野菜、施設野菜、花き等多様な栽培が行われているが、営農している割合よりも自家消費や保全している割合の方が多い。また、後継者が不足している傾向にあり、規模縮小や現状維持傾向の農業者が大半を占めている。

【地域の基礎的データ】

農業者:103人

主な作物:果樹、露地野菜、施設野菜、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地を減少させることと、農地を維持させるために、農地を適切に管理できる体制の構築が必要。当地区における農業者の意向を鑑み、今後も地域計画策定に向けて協議を続ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	98.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後協議していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後協議していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後協議していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後協議していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後協議していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--